

第2章 健康な生活のための予防体制の確立

第1節 健康づくり・疾病に関する意識啓発

第1項 健康増進計画

健康政策課

1. ふなばし健やかプラン21

「ふなばし健やかプラン21」とは、健康増進法第8条に基づく「市町村健康増進計画」です。市民一人ひとりが生活習慣の改善やこころの健康づくり等に取り組むためのもので、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を目指し、市民と行政が一体となり、協働で推進する計画です。平成17年に第1次計画を、平成27年に第2次計画を策定しました。

「ふなばし健やかプラン21(第2次)」は、計画の基本理念や大目標などの基本的な方向を示した「基本計画」と、基本計画を実現するためにテーマごとの方向性を示す「分野別計画」からなり、分野別にそれぞれ目指すべき目標と推進方向を掲げています。

第2次計画では、「誰もが、健やかに、自分らしく生きがいをもって生活できるまち」を基本理念と定め、「健康寿命の延伸、市民の健康感・生活満足度の向上」を大目標としています。また、健康を支える環境や家族・地域の支えなど、地域社会の健康づくりが重要であることから、第1次計画に引き続き「声かけて 支えあってまちづくり」をキャッチフレーズとしています。

令和2年に、第2次計画の中間評価を実施した結果に基づき、生活習慣の改善に重要な「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養」「喫煙・飲酒」「歯・口腔」の5つの分野の「ふなばし健やかプラン21(第2次)後期分野別計画」を策定しました。

計画の推進は、①市民の健康づくりがどのように行われ、広がったかを、市民・行政で共有し、評価するとともに、今後の推進について検討する「推進評価委員会」、②健康づくりのために必要な環境や支援を検討する「庁内推進委員会」、③市民の健康づくりを市民の立場から推進する「市民運動推進会議」等により、図っています。



第2項 ふなばし健康まつり

1. ふなばし健康まつり

平成17年度に開始したふなばし健康まつりは、船橋市の健康増進計画「ふなばし健やかプラン21」の推進のため、広く市民に健康づくりの動機付けとなる健康関連情報の提供や軽スポーツ体験、レクリエーション等を行うことで、自分の体の状態を実感したり、家族や仲間との絆を深めたりしてもらうことを目的に開催しています。健康づくりは個人の取り組みだけでなく、健康を支える環境や家族・地域との絆など、地域社会の健康づくりが重要と考え、市内で活動している団体や企業等にも声をかけ、市民・団体・企業・行政等が協働して運営しています。

平成17年度はNHK食育・健康フェアとのコラボレーションにより開催しましたが、平成18年度からは市民による市民のための健康づくりを推進するための市民団体「ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議」（平成17年5月発足）と共催により開催し、令和元年度は15回目となります。

表I-1-2-1 開催概要

年度	テーマ	会場	来場人数（人）	出展数
29	げんき	運動公園	7,000	5課・34団体
30	かぞく	運動公園	7,000	5課・36団体
元	はばたく	運動公園	6,000	10課・31団体

第3項 ふなばし健康フォーラム

1. ふなばし健康フォーラム

ふなばし健やかプラン21を推進するため、ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議との共催により、市民とともに健康づくりについて考える機会として、平成18年度より開催しています。

表I-1-2-2 開催概要

(単位：人)

年度	テーマ	講師	会場	参加者数
29	カラダの取り扱い説明書 口の正しい使い方 ー直そう口の悪習慣ー	医療法人社団吉田歯科医院 理事長 歯科医師 吉田 渉 氏	中央公民館 講堂	71
30	元気・活気・勇気を与えるコミュニケーション術～スポーツ現場に学ぶ ペップトークとは？～	日本ペップトーク普及協会 代表理事 岩崎 由純 氏	中央公民館 講堂	126
元	スッキリと目覚めましたか？～睡眠 について知ってほしいこと～	公益財団法人神経研究所 精神神経科学センター長 高橋 清久 氏	船橋市役所 11階 大会議室	145

第4項 ふなばし健康ポイント事業

1. ふなばし健康ポイント事業

健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、ウォーキングや体操等の活動に対してポイントが加算され、様々な特典が得られる健康ポイント制度を平成30年10月から開始しました。

- 事業内容 日常的な生活の中での歩数や、運動したことによる身体の変化などによりポイントを獲得。
市内21施設に設置した専用端末から活動量計・体組成計データを送信し、ポイント数に応じ抽選で特典との交換につながる仕組みです。
- 対象者 市内在住・在勤の20歳以上の方
- 使用媒体 活動量計、スマートフォンアプリ、ICカード、すこちゃん手帳

表 I-1-2-3 参加者数 (単位：人)

区分 年度	無償活動量計	有償活動量計	アプリ	ICカード	すこちゃん手帳のみ	合計
30	600	90	579	46	93	1,408
元	1,137	136	1,012	82	237	2,604

※すこちゃん手帳の参加者数は、景品応募された方のみ

第5項 自殺対策計画

1. 船橋市自殺対策計画

本市においては、毎年100人前後の方が自ら命を絶っている現状にあり、こうしたことから、平成22年より「船橋市自殺対策連絡会議」を設置し、自殺の実態把握や関係機関の活動情報交換と相互連携等、自殺対策の総合的な推進を図ってまいりましたが、さらに対策を強化するために、「誰も自殺に追い込まれることのない生きる道をつなぐ船橋市」を基本方針として、「船橋市自殺対策計画」を平成31年に策定しました。

「船橋市自殺対策計画」は、生きることの包括的な支援や関連施策との有機的な連携、関係者の役割の明確化などを図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

第6項 ふなばしシルバーリハビリ体操

健康づくり課

1. ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業

(仮称)ふなばし健やか体操 21 推進協議会における議論の結果に基づき、平成 27 年度よりふなばしシルバーリハビリ体操推進事業を実施しています。シルバーリハビリ体操は、市民一人ひとりが無理なく始められ、誰にでもできる体操です。さらに市民自らが体操の指導士となり、指導士となった市民が他の市民に体操を教えることが大きな特徴です。一人で行うのではなく、体操を通じて、市民自らの健康寿命の延伸を図るとともに、市民相互に支えあって地域の健康づくりと介護予防に取り組むことを目的としています。

(1) 体操普及事業

① 市職員及び体操指導士による体操教室

- ・ふなばしシルバーリハビリ体操教室を各地域で開催。
- ・(平成 29 年度まで) 月 2 回、いずれかの公民館で実施。
- ・(平成 29 年度まで) 市保健福祉センターにて月 2 回実施。
- ・(平成 30 年度から) 月 1 回、全公民館等で実施。

表 I-1-2-4 体操(体験)教室実施状況

年度 会場	29		30		元	
	実施回数 (回)	実施人数 (人)	実施回数 (回)	実施人数 (人)	実施回数 (回)	実施人数 (人)
保健福祉センター	23	1,959	—	—	—	—
公民館等	24	398	309	9,748	282	10,511
出前講座	25	590	23	617	17	361
その他	2	35	5	190	5	316
計	74	2,982	337	10,555	304	11,188

② 体操指導士主催体操教室

表 I-1-2-5 指導士主催体操教室実施状況

区分 年度	29	30	元
開催場所(総数)	77	81	95
指導士(総数)	3,580	4,338	5,158
参加人数(総数)	21,095	22,818	23,139

(2) 体操指導士養成事業

① 初級指導士養成

- ・初級指導士養成講習会の開催。平日 5 コース計 5 回、土曜日コース 1 コースを含め計 6 回。
- ・1 コース修了後に、実技の復習等を行うフォローアップ研修会（任意参加）を開催。
- ・体操指導士は、無償のボランティアとして活動することを基本とし、地域での体操の普及に取り組む。

② 上級指導士養成

- ・平成 30 年度より上級指導士養成講習会 1 コースの開催。平成 30 年度は 10 名を認定。
- ・上級指導士の養成は、3 年に 1 回実施予定。
- ・地域での体操の普及に取り組み、初級指導士の育成も行う。

表 I-1-2-6 指導士認定者数 (単位：人)

年度	29		30		元	
	指導士人数 (男)	指導士人数 (女)	指導士人数 (男)	指導士人数 (女)	指導士人数 (男)	指導士人数 (女)
計	34	135	30	115	25	69
	169		145		94	

第 7 項 母子保健事業

1. 健康教育

地域保健課

(1) 母性教室「はじめてママになるための教室」(令和元年度で終了)

妊娠、出産、育児について、正しい知識の普及や先輩ママとの交流等で不安の解消を図り、安全な妊娠・出産と健全な育児を促しています。また、友だちづくりを推進し、妊婦の孤立化防止を図っています。

(2) 両親学級「パパ・ママ教室」

沐浴実習や妊婦疑似体験、グループワーク等を通して夫婦で協力して子育てや家庭づくりができるよう促しています。

(3) 親子教室

1 歳 6 か月児健康診査の事後指導教室として実施し、親子又は集団での遊び体験や、保護者への継続的指導を通して親子関係の改善や児の発達を促しています。

(4) 健康講座

幼児の心の発達についての理解を深め、生活習慣の自立やしつけ等の知識を普及し、親子関係の改善や児の発達を促しています。

(5) 地区健康教育

地域の実情に合わせ、幼児期におこりやすい病気や事故についての知識及び、子どもの健康や健全な育児を促すことを目的に、児童ホーム、公民館、自治会、中学校などの協力を得ながら健康教育を行っています。

表 I-1-2-7 実施回数・延参加者数

区分 \ 年度	29		30		元	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
母性教室	92	1,309	96	1,255	85	1,045
両親学級	46	2,498	48	2,538	42	2,137
親子教室	192	1,705	190	1,602	176	1,200
健康講座	6	108	6	83	6	108
地区健康教育	157	5,511	145	4,686	110	3,904

※ 親子教室受講者は児の数

※ 令和元年度3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。

第8項 成人保健事業

1. 健康教育

(1) 糖尿病教室

糖尿病は、日常生活と食生活の改善が大切であり、生活習慣改善により参加者の健康増進、疾病の予防、合併症の予防のために、糖尿病教室を実施しています。

(2) 健康講座

生涯にわたる健康づくりを多角的にとらえ、その時代に沿った内容の教室を実施しています。

(3) 地区健康教育

健康づくりや生活習慣病予防などの啓発の一環として、町会・自治会、公民館などの協力を得ながら地区住民の要望を取り入れて、地区健康教育を企画実施しています。

表 I-1-2-8 実施回数・延参加者数

区分 \ 年度	29		30		元	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
糖尿病教室	9	188	9	177	6	94
健康講座	7	173	7	118	7	175
地区健康教育	534	15,550	445	11,808	425	12,200

(4) 運動教室

適度な運動を習慣化することにより、生活習慣病の予防と改善を促し、ストレスの解消や体調を整えるなど健康の保持増進を目指しています。

表 I-1-2-9 実施回数・延参加者数

区分	29		30		元	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
運動教室	104	1,919	104	1,919	91	1,635

(5) 公園を活用した健康づくり事業

市民が身近な公園で手軽にできる運動習慣を身につけ、自主的な健康づくりが推進されるよう、自治会及び市民団体等の協力により実施しています。

表 I-1-2-10 実施回数・延参加者数

区分	29		30		元	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
公園事業	5,136	158,487	6,039	202,778	6,643	224,253

第9項 栄養保健事業

1. 母子栄養保健事業（母子保健事業における栄養部門抜粋）

生涯を通して健康的に過ごすためには、乳幼児期から生活習慣の基礎づくりが大切であり、その中でも規則正しい食習慣の確立が重要になります。

そのために母性教室「はじめてママになるための教室」では、母体の健康保持と胎児の順調な発育を促すために適切な食生活のすすめと、家族の健康を支えていくという意識づけを目的とした教室内容としています。

また、4か月児健康相談や1歳6か月児健診・3歳児健診・健康教育などを通して、規則正しい食習慣の基礎づくりのために相談や栄養指導を行っています。

表 I-1-2-11 実施回数・延参加者数

事業名	29		30		元	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
母性教室	44	579	48	605	43	478
地区健康教育	47	1,414	45	1,350	42	1,086
4か月児健康相談	144	2,879	144	2,867	121	2,488
1歳6か月児健康診査	87	1,048	87	945	68	802
3歳児健康診査	75	392	75	341	69	292
母子地区栄養相談	51	264	50	259	45	223
訪問栄養指導（面接等含）	—	232	—	172	—	187
ダイヤル・窓口栄養相談	—	322	—	293	—	241
こどものお食事ひろば	36	634	36	647	33	487

2. 成人栄養保健事業（成人保健事業における栄養部門抜粋）

健康的な生活習慣を確立するために、健康教育・まちづくり出前講座や健康相談などの各事業を通して、健康増進及び生活習慣病の予防を促すために栄養指導を行っています。

また、保健事業の参加者等で必要と思われる方には、家庭を訪問し、栄養状態を把握したうえで、食生活の改善と疾病の予防を図るために継続的な栄養指導を行っています。

表 I-1-2-12 実施回数・延参加者数

事業名	29		30		元	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
糖尿病教室	9	188	9	177	6	94
地区健康教育	67	1,480	77	1,691	73	1,665
成人栄養相談	29	579	34	724	30	601
なんでも食事相談	42	128	41	117	22	85
訪問栄養指導（面接等含）	—	60	—	71	—	32
ダイヤル・窓口栄養相談	—	53	—	56	—	82
CKD教室	6	134	6	81	4	111

3. 食育推進事業

乳幼児期から食べる事に関心をもち、一人ひとりが自分自身で健康を守ることを考え、自立的に豊かな食生活を営むことができる能力を育てることや、家族のふれあいの中からこころの健全育成を図ることを目的に、関係機関と連携の上、啓発事業を実施しています。

表 I-1-2-13 実施回数・延参加者数

事業名	29		30		元	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
食育ミニ講座	96	4,765	96	4,543	88	4,050
食育講座	78	849	78	796	72	631
歯みがキッズ教室	4	461	2	373	2	418
ヘルシーフェア等	18	5,529	20	5,706	14	1,283

4. 食生活改善推進事業

栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣を身につけた上で、地域の中で活動する食生活サポーターを育成し、市民と協働で食生活改善の啓発活動を実施しています。

表 I-1-2-14 実施回数・延参加者数

事業名	年度	29		30		元	
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
食生活サポーター養成講座・研修会		42	488	46	475	43	408
食生活サポーターの活動		73	9,217	63	8,199	38	7,731

第10項 歯科保健事業

1. 歯みがキッズ教室

各保健センターにおいて、夏休みの期間を利用して、3歳から就学前までの幼児を対象に歯科健診及び指導や相談を行うとともにフッ化物歯面塗布（希望者）を実施しています。

併せて保護者に対しても歯科健診及び指導を行い、口腔疾患の予防啓発を推進しています。

表 I-1-2-15 実施回数・参加者数

区分	年度	29	30	元
実施回数		4	2	2
幼児数		233	191	214
保護者数		228	182	204

2. 歯・口の健康啓発事業

生涯にわたり、自分の歯で食事が出来るように歯の健康づくりを推進しています。

表 I-1-2-16 参加者数

区分	年度	29	30	元
高齢者のよい歯のコンクール参加数		31	24	35
親と子のよい歯のコンクール参加数		26	18	52
歯・口の健康啓発標語作品総数		5,131	6,643	4,836
ヘルシー船橋フェア等参加数		1,714	2,001	1,716

3. フッ化物洗口事業

歯の生え変わりの時期にフッ化物による洗口を集団的、継続的に実施することにより、永久歯の健康の保持増進を図るため、小学校において実施学年の希望する児童に週1回実施いたします。

表 I-1-2-17 実施状況

区分	年度	29	30	元
施設数		49	54	54
クラス数		422	525	681
フッ化物洗口実施者数		12,310	15,513	20,189
歯科衛生士の健康教育回数		188	157	160
健康教育受講者延数（保護者を含む）		22,113	13,548	16,032

※ 令和元年度3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。

第2節 相談・指導体制の充実

第1項 母子保健事業

1. 健康相談

(1) 妊婦健康相談

妊婦に対し保健師が個別に面接し、妊婦の持つ問題点を把握し適切な保健指導と関係機関との連携を図るとともに、母子保健制度の活用、異常の早期発見、早期治療、早産や低体重児などの出生防止を図っています。

母子健康手帳交付時に、妊婦全員に面接を行い、妊娠・出産支援プランを作成しています。

(2) 宿泊型産後ケア事業

産後に家族等から十分な家事・育児等の支援が受けられない母子を対象に、医療機関の空きベッドを活用して、心身のケアや育児のサポート等を実施しています。

(3) 4か月児健康相談

発育・発達の節目である生後4か月に全数相談を行い、育児不安に早期に対応し虐待の予防や前向きに子育てができるよう支援しています。また、子育て支援の情報提供や離乳食、歯の集団指導等正しい知識の普及や孤立感の解消を図るとともに異常の早期発見、早期療育を促しています。

(4) 地区健康相談

子どもの発育・発達・生活習慣や育児不安などについて個別の相談を、児童ホーム・公民館・自治会館などで行っています。

(5) 子育て世代包括支援センター「ふなここ」（令和元年度1月より開始）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するため、各種相談に応じるとともに、医療機関や子育て支援機関、学校などの関係機関と連携し児童虐待の未然防止に努める。

(6) 不妊専門相談事業

不妊や不妊治療に関することについて、産婦人科医師・助産師による相談を実施しています。

表 I-1-2-18 実施回数・延参加者数

区分	29		30		元	
	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数
妊婦健康相談	—	5,239	—	4,918	—	5,025
4か月児健康相談	144	4,353	144	4,325	121	3,650
地区健康相談	280	2,295	238	1,886	216	1,426
子育て世代包括支援センター	—	—	—	—	—	253
不妊専門相談事業	—	—	—	—	4	7

表 I-1-2-19 利用者数 (単位：人)

区分	29	30	元
宿泊型産後ケア事業	46	103	105

※ 利用者数は産婦の数

※ 平成 29 年度は 6 月からの利用者数

2. 訪問指導

(1) 妊産婦・新生児訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業

平成 19 年度からこんにちは赤ちゃん事業として、生後 60 日までの乳児のいる全家庭に、赤ちゃん訪問員・助産師・保健師が訪問し、育児支援、養育環境の把握、子育て支援情報の提供や適切なサービスを行い、虐待の未然防止を図っています。なお、従来から実施している妊産婦・新生児訪問指導の対象者もこんにちは赤ちゃん事業に含めています。

(2) 家庭訪問事業

集団事業（相談・健康診査等）の要指導者等の家庭へ訪問し、個々の状況に合わせた指導援助を行い、不安の解消や健全な育児を促しています。

表 I-1-2-20 延訪問指導者数 (単位：人)

区分	29	30	元
妊産婦	1,796	1,800	1,683
新生児・低体重児	2,439	2,380	2,178
赤ちゃん訪問員による訪問	1,120	2,319	1,972
保健師の訪問	5,171	4,918	4,510

※ 妊産婦の訪問指導者数について、平成 29 年度までは助産師の訪問者数、平成 30 年度は助産師・保健師・赤ちゃん訪問員の訪問者数を計上。

※ 保健師の家庭訪問事業については上記実績の一部を含む。

3. 母子健康手帳の交付

妊娠届に基づき全ての妊婦に対して母子健康手帳を交付し、妊娠・出産から就学時までの一貫した健康管理と母性意識の高揚を図っています。また、妊娠・出産・育児や社会資源等に関する配布物により、正しい知識の普及と妊娠中や育児についての不安の軽減を図っています。

表 I-1-2-21 母子健康手帳交付数 (単位: 件)

区分	年度	29	30	元
交付数		5,422	5,120	5,236

4. 小児慢性特定疾病自立支援事業

小児慢性特定疾病により、長期療養を必要とする児とその家族に対し、治療方法のみでなく、養育に必要な情報提供・精神的支援を行い、家族相互の交流を図っています。

表 I-1-2-22 小児慢性特定疾病自立支援事業(講演・交流会)実施回数・参加者数

区分	年度	29	30	元
実施回数		1	3	2
参加者数	対象児	7	6	5
	親	13	18	12
	学校・保健関係者	-	4	4

第2項 成人保健事業

1. 健康相談

(1) 成人健康相談

生活習慣病予防や健康全般について、各公民館や自治会館、集会所等で定期的に個別相談を実施しています。

(2) 骨密度測定と骨粗しょう症相談

骨粗しょう症予防のための日常生活の改善を促し、健康づくりの推進を図るため、骨密度測定と骨粗しょう症相談を各保健センターで実施しています。

表 I-1-2-23 実施回数・延相談者数

区分	年度	29		30		元	
		実施回数	相談者数	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数
成人健康相談		568	7,946	531	8,000	484	6,807
骨密度測定と骨粗しょう症相談		124	3,508	124	3,331	111	2,973

2. 家庭訪問事業

(1) 保健師による家庭訪問事業

訪問指導を必要とする家庭に保健師が訪問し、健康の保持増進、疾病の予防、疾病の早期発見、正しい療養の仕方などについて対象に合わせた保健指導を実施しています。

表 I-1-2-24 延指導者数 (単位：人)

区分 \ 年度	29	30	元
延指導者数	760	800	714

3. 健康手帳の交付

自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため、健康教育、健康相談等の健康に関する事業の実施会場や各保健センター、船橋駅前総合窓口センター等で、希望者に活用方法を説明して交付しています。

表 I-1-2-25 交付数 (単位：件)

区分 \ 年度	交付数	年齢別区分		
		40～64 歳	65～69 歳	70 歳以上
29	1,077	159	173	745
30	523	39	52	432
元	794	130	87	577

第3項 歯科保健事業

1. 巡回歯科指導

(1) 私立保育園・私立幼稚園歯科指導

市内の私立保育園の年中・年長児を対象に歯みがき指導を行っています。

私立幼稚園では、毎年モデル園の指定を受けた年長クラスを対象に歯みがき指導を行っています。

(2) マザーズホーム等歯科指導及び歯科健診

東・西簡易マザーズホーム・親子教室等に通園している児に歯科健診・歯みがき指導等を行い、希望者にはフッ化物歯面塗布も併せて行っています。

特別支援学校においては、小・中・高等部の児童・生徒に対し、歯みがき指導を実施しています。

表 I-1-2-26 実施回数・指導者数

事業名 \ 年度	29		30		元	
	実施回数	実施人数	実施回数	実施人数	実施回数	実施人数
私立保育園歯科指導	26	923	15	481	24	873
私立幼稚園歯科指導	7	452	8	749	5	334
市立特別支援学校歯科指導	3	101	3	100	3	96
マザーズホーム歯科健診	4	53	4	50	4	36
ひまわり・たんぼ親子教室歯科健診	8	123	8	121	8	135

※ 令和元年度3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。

2. 歯科衛生士による家庭訪問事業

訪問指導を必要とする幼児等への歯に関する相談・指導を行っています。

表 I-1-2-27 指導延人数 (単位：人)

区分 \ 年度	29	30	元
実施者数	116	103	73

※ 面接・電話相談・文書含む。

3. その他の事業（他職種との協働歯科事業）

その他、各保健センター・地区においては保健師等と歯の健康づくりを目的として事業を実施しています。

表 I-1-2-28 他職種との協働歯科事業

区分 \ 年度	29		30		元		
母性教室	44 回	579 人	48 回	605 人	43 回	478 人	
4 か月児健康相談	144 回	2,879 人	144 回	2,867 人	121 回	2,488 人	
地区健康教育	成人	77 回	1,468 人	78 回	1,557 人	68 回	1,267 人
	母子	58 回	1,905 人	58 回	1,841 人	49 回	1,399 人
地区健康相談	成人	27 回	264 人	29 回	356 人	29 回	308 人
	母子	48 回	383 人	50 回	333 人	52 回	278 人
骨密度測定時歯科相談	17 回	241 人	21 回	304 人	22 回	264 人	
糖尿病教室	3 回	96 人	3 回	90 人	2 回	50 人	
食育講座	78 回	849 人	78 回	796 人	72 回	631 人	

※ その他、窓口歯科相談等実施しています。

※ 令和元年度 3 月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。

第 4 項 その他の保健事業

1. 未熟児養育医療給付事業

出生時 2,000g 以下または医師が未熟児と診断した児が、指定医療機関に入院治療する場合、その医療の給付を行っています。

表 I-1-2-29 申請・給付状況 (単位：人)

区分 \ 年度	29	30	元
新規申請者数	106	107	96
給付者数	119	118	107

2. 自立支援医療（育成医療）給付事業

身体に機能障害がある児童が、指定医療機関で障害が改善される治療（主に手術）を受ける場合、その医療の給付を行っています。

表 I-1-2-30 申請・給付状況 (単位：人)

区分 \ 年度	29	30	元
新規申請者数	59	59	55
給付者数	89	77	73

3. 結核児童療育給付事業

結核にかかっている児童が、指定医療機関で入院治療する場合、その医療等の給付を行っています。

表 I-1-2-31 申請状況 (単位：人)

区分 \ 年度	29	30	元
新規申請者数	0	0	0

4. 小児慢性特定疾病医療費支給事業及び小児指定疾病医療費助成事業

小児の慢性疾病で治療が長期にわたり保護者の医療負担も高額となる特定疾病にかかっている児童の医療給付を行っています。

なお、小児慢性特定疾病医療費支給事業（国事業）に該当しなかった小児に対し、小児指定疾病医療費助成事業（市事業）を実施しています。

表 I-1-2-32 小児慢性特定疾病医療費支給・小児指定疾病医療費助成事業実績

区分 \ 年度	29		30		元	
	市事業	国事業	市事業	国事業	市事業	国事業
新規件数（件）	4	102	4	83	5	93
受給者数（人）	68	571	69	579	60	588

5. 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受ける夫婦を対象に、その治療に要する費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図っています。

表 I-1-2-33 助成状況 (単位：件)

区分 \ 年度	29	30	元
助成件数	751	748	788

6. 一般不妊治療費等助成事業

一般不妊検査及び治療（男性不妊含む）を受ける夫婦を対象に、その治療に要する費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図っています。

表 I-1-2-34 助成状況 (単位：件)

区分 \ 年度	29	30	元
助成件数	331	444	451

第3節 検診・健康診査・予防接種の充実

第1項 母子保健事業

1. 健康診査

(1) 妊婦健康診査

妊婦一般健康診査受診票 14 回分を妊婦に交付し、医療機関等で受診する妊婦健康診査の一部を公費負担し、異常の早期発見や早期治療、正しい知識の普及を図ると共に、安全な妊娠・出産を促しています。

(2) 産婦健康診査

平成 30 年 10 月より、産後 2 週間、産後 1 か月など出産後間もない時期に行う産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援をしています。

(3) 乳児健康診査

乳児一般健康診査受診票を 2 回分交付し、医療機関で受診する生後 3～6 か月と 9～11 か月の時期の健康診査により、異常の早期発見や早期治療を促すとともに、適切な養育を促しています。

(4) 1 歳 6 か月児健康診査

発達の目安が比較的容易に得られやすい 1 歳 6 か月の時期に、総合的な健康診査（内科健診は受診票を発行し医療機関にて実施）を行い、異常の早期発見や早期治療、適切な養育を促しています。また、育児不安の軽減を図り、虐待の未然防止に努めています。平成 17 年度から日曜日健診を年 3 回実施しています。

(5) 3 歳児健康診査

身体発育、精神発育の面から特に重要な 3 歳の時期に、総合的な健康診査（内科健診は受診票を発行し医療機関にて実施）を行い、異常の早期発見や早期治療、適切な養育を促しています。平成 17 年度から日曜日健診を年 3 回実施しています。

表 I - 1 - 2 - 3 5 受診者数 (単位：人)

区分 \ 年度	29	30	元
妊婦健康診査	62,227	60,245	59,701
産婦健康診査	-	3,281	7,141
乳児健康診査	8,932	8,848	8,531
1 歳 6 か月児健康診査	5,149	5,037	4,516
3 歳児健康診査	5,150	5,261	4,685

※産婦健康診査について、平成 30 年度は 10 月からの利用者数。

第2項 成人保健事業

1. 各種検診

健康づくり課

(1) 胃がん検診

40歳以上の市民を対象に胃がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

表 I-1-2-36 胃部エックス線検査 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
29		4,981	555
30		3,837	335
元		3,468	273

※ 40歳以上の偶数年齢が対象。

表 I-1-2-37 胃管内視鏡検査 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
29		4,699	224
30		4,936	77
元		5,891	74

※ 50歳以上の偶数年齢が対象。

(2) 子宮頸がん検診

20歳以上の女性市民を対象に子宮頸がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

表 I-1-2-38 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
29		27,310	433
30		26,405	358
元		27,259	480

※ 20歳以上の偶数年齢が対象。

(3) 乳がん検診

30歳以上の女性市民を対象に乳がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

表 I-1-2-39 超音波検査 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
29		3,615	88
30		3,650	90
元		5,194	168

※30歳代の偶数年齢が対象。

表 I-1-2-40 マンモグラフィ 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
29		20,013	1,775
30		18,072	1,908
元		21,568	2,615

※ 40歳以上の偶数年齢が対象。

(4) 肺がん検診

40歳以上の市民を対象に肺がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

表 I-1-2-41 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査	喀痰細胞診
29		85,793	2,933	1,867
30		83,964	3,149	1,688
元		83,828	3,054	1,505

(5) 大腸がん検診

40歳以上の市民を対象に大腸がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

表 I-1-2-42 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
29		75,634	5,512
30		73,613	5,132
元		73,088	5,272

(6) 前立腺がん検診

50歳以上の5歳刻みの年齢の男性市民を対象に前立腺がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

表 I-1-2-43 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
29		6,524	777
30		5,762	698
元		5,687	682

(7) 肝炎ウイルス検診

40歳以上の市民（過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受診した者は除く）を対象に肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、自身が感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関で受診することにより、肝炎に関する健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として実施しています。

表 I-1-2-44 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	HCV抗体		HBs抗原	
			陽性	陰性	陽性	陰性
29		8,830	27	8,795	51	8,760
30		7,736	26	7,697	53	7,672
元		7,817	10	7,784	41	7,757

(8) 成人歯科健康診査

地域保健課

生涯における歯と口腔の健康を確保し、食生活をはじめとする日常生活の質の向上を図るため、成人期からの切れ目のない歯・口腔疾患の予防支援策として、20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・65歳・70歳の市民を対象に実施しています。

表 I-1-2-45 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	異常なし	要指導	要精密・要治療
29		4,243	284	851	3,108
30		3,893	302	858	2,733
元		3,810	291	826	2,693

第3項 歯科保健事業

1. 歯科健康診査

(1) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児は、離乳完了後における食習慣の基礎づくりのスタートラインであり、嗜好の傾向が決まる時期でもあります。また、口腔内では、乳歯もかなり萌出し、むし歯にかかりはじめる時期であるため、歯科健診では、むし歯、歯の異常の発見、予防の指導及び相談を実施しています。

(2) 幼児歯科指導 (①こどもの歯科相談(旧 ビーバー教室) ② 2.6 歯科健診)

- ① 1歳～3歳児未満までの幼児にむし歯予防の相談を実施しています。
- ② 2歳6か月児歯科健康診査(フッ化物歯面塗布)を実施しています。

(3) 3歳児健康診査

3歳児は乳歯列が完成し、食事や間食の選択も自己主張できるようになり、乳歯のむし歯が急増する時期にあたります。

また、1人当たりのむし歯の本数も多くなることから、歯科健診ではむし歯の有無と同時に、要注意の歯や指しゃぶり等による咬合の異常の発見、予防の指導及び相談を実施するとともに、併せて保護者の口腔内観察も実施しています。

(4) 妊婦歯科健康診査

むし歯や歯周病など歯科疾患が重篤しやすい妊娠中に歯科健診の機会を設け、歯科疾患の早期発見と予防を促すため、協力歯科医療機関で個別歯科健診として実施しています。

表 I-1-2-46 実施回数・受診者数

区分	29		30		元	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
1歳6か月児健康診査	87	4,904	87	4,808	68	4,231
幼児歯科指導 (こどもの歯科相談・2.6 歯科健診)	163	4,414	148	4,127	125	3,636
3歳児健康診査 (保護者の口腔内観察)	75	4,878	75	5,004	69	4,425
		1,284		1,068		991

※ 令和元年度3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。

表 I-1-2-47 妊婦歯科健康診査受診者数(個別) (単位:人)

年度	区分	受診者数	異常なし	要指導	要精密・要治療
29		1,621	150	104	1,367
30		1,607	160	99	1,348
元		1,581	144	121	1,316

第4項 予防接種事業

健康づくり課

予防接種法に基づき、ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎(ポリオ)・破傷風・麻しん・風しん・日本脳炎・結核(BCG)・Hib感染症・肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る)・ヒトパピローマウイルス感染症・水痘・B型肝炎・インフルエンザ・肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る)の予防接種を実施しています。肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る)の予防接種については市で独自に対象範囲を広げ実施しています。また、平成30年1月1日より、骨髄移植等の特別の理由によって免疫が消失し任意で再度の予防接種を受ける場合に、当該予防接種に係る費用の一部助成事業を実施しています。風しんの予防接種については、平成30年12月25日より、妊娠を希望する女性及びその配偶者等、抗体価が十分でない妊娠中の女性の配偶者等で、風しんの抗体価が十分でない場合に、予防接種費用の一部を助成しております。加えて、平成31年4月1日より風しんの抗体価が十分でない昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、風しんの第5期の定期予防接種を実施しています。また、令和2年4月1日より、ロタウイルスワクチンの任意予防接種費用の全額助成、おたふくかぜワクチンの任意予防接種費用の一部助成を実施しています。

表 I-1-2-48 乳幼児 接種者数

(単位：人)

区分 年度	三種混合 ※1	四種混合 ※2	ポリオ	MR ※3	日本脳炎	B C G	ヒブ	肺炎球菌	水痘	B型肝炎
29	0	20,283	184	10,322	22,276	5,048	19,996	20,077	9,803	15,078
30	1	20,057	56	10,188	21,811	4,943	19,755	19,765	9,671	14,635
元	3	18,840	11	10,024	19,246	4,694	18,152	18,854	9,482	13,607

表 I-1-2-49 児童・生徒等接種者数 (単位：人)

表 I-1-2-50 高齢者等接種者数 (単位：人)

区分 年度	日本脳炎	二種混合 ※4	HPV
29	3,514	4,216	29
30	6,038	4,635	61
元	6,043	4,529	231

区分 年度	インフルエンザ (65歳以上)	インフルエンザ (60～64歳)	肺炎球菌 (65歳以上)	肺炎球菌 (60～64歳)
29	82,065	98	4,786	6
30	84,601	112	4,063	3
元	90,844	107	3,653	11

※1 三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風混合)

※2 四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ混合)

※3 MR (麻しん・風しん混合)

※4 二種混合 (ジフテリア・破傷風混合)

表 I-1-2-51

表 I-1-2-52

特別の理由による再接種費用助成事業利用者数 (単位：人) 風しん予防接種費用助成事業利用者数 (単位：人)

区分 年度	利用者数
29	1
30	4
元	2

区分 年度	利用者数
30	262
元	771

表 I-1-2-53

風しん第5期定期予防接種接種者数 (単位：人)

区分 年度	利用者数
元	1,382

第4節 健康危機管理の強化

第1項 結核検診事業

保健総務課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、65歳以上の市民を対象に胸部X線検査を実施しています。第2種社会福祉事業の施設入居者の検診は平成30年度で実施を終了しました。

表 I - 1 - 2 - 5 4 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	65歳以上の市民			第2種社会福祉事業の施設入居者		
		受診者数	異常なし	要精検	受診者数	異常なし	要精検
29		68	63	5	57	53	4
30		21	20	1	46	44	2
元		23	23	0			